# こんな時、どうするの? 契約書の印紙代

先月、宇都宮税務署の方から連絡があり、2月に実施した税制に特化した研修会での回答漏れの説明がありました。

内容は、印紙税法別表第1の1の4号文書、2号文書、7号文書の関係です。1の4号文書は運送に関する契約書なので、収集運搬の契約書になり、2号文書は請負に関する契約書なので処分の契約書になります。ここでややこしくなるのが、7号文書です。7号文書は継続的取引の基本となる契約書ですが、収集運搬も処分も継続的に行うので7号文書にも該当するのではないかと疑問が生じます。また、印紙代も、1の4号文書や2号文書は契約書に記載された金額に応じ、200円から数十万円の幅がありますが、7号文書は一律4000円です。

どういう場合にどの文書に該当するのか、いくらの印紙を貼ればいいのか、次のように説明されましたので、業務の参考にしてください。最後に、契約書は様々なので、直接契約書を見ないと判断できない場合が多いので、微妙なものについては、税務署に来て確認して欲しいとのことでした。

### ≪宇都宮税務署担当官の説明≫

一般的に、産業廃棄物を収集運搬する契約書には、運送に関する契約と継続的に取引する内容が含まれ、1の4号、7号両方の内容が含まれます。この場合、契約金額の記載があれば、1の4号に該当し金額に応じて印紙を貼ります。産業廃棄物を処分する請負契約についても同様の考え方で、2号文書と7号文書の両方の内容を含みます。金額が記載されていれば、2号文書に該当しますので、契約書に記載されている金額に応じた印紙が必要になります。

まれに、他の業務との関係でサービスで行っている場合つまり、0円で契約している場合があるようですが、その場合契約金額が記載されていないということになり、7号文書になり、印紙代は4000円ということになります。

また、覚書については、契約金額に係るものについては金額に応じて印紙が必要になりますが、名称、発生場所の変更など契約金額に関係ない覚書については、印紙は必要ありません。

なお、契約を結んだ後に覚書を交わし、これを袋綴じするような場合は、脱税行為と判断されることもあるようですので、留意してください。

## 廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中!

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託 契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、 支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

#### (主な事業)

- ○排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- ○マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- ○処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- ○処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

### (その他)

- ○契約期間は1年間。
- ○料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円) ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。